



同和問題啓発強調月間講演会（報告）

福岡県では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」として定めています。それにあわせて、うきは市でも7月1日から7月14日までの2週間、Web限定配信で講演会を行いました。

講演会では、「3つの壁を打ち破ろう！一部落差別解消推進法に学ぶ差別問題の理解の基礎基本」と題して近畿大学名誉教授、奥田均さんにご講演いただきました。

差別問題の解決に立ちはだかる壁を3つに分類し、それらを打ち破る方法を例えを交えてわかりやすくお話してくださり、「どんどん引き込まれた」「内容がスッと頭に入ってきた」と好評でした。

講演の中で、差別解消三法（※1）は差別の解消をうたった画期的なものである。差別問題は社会の問題であり、被差別者ではなく、ひとり一人が差別問題の当事者である。差別意識は間違った情報や社会意識から形成され、さらに差別を助長するため「寝た子を起こすな」では差別はなくなる。だからこそ正しい教育・啓発が必要不可欠であるとのお話がありました。

差別のない人権が尊重される社会の実現に向けて、さまざまな機会を通じて人権についての理解を深めていきましょう。

（※1）差別解消三法とは、平成28年に施行された3つの法律、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を指す。

今後の予定として、12月5日（日）に「人権フェスティバル」の開催を予定しています。講師に北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表で、先の東京2020パラリンピックでは聖火ランナーや開会式でバイオリン演奏を披露し注目を集めた「伊藤真波」さんを迎え、ご講演いただきます。詳しくは、後日お知らせいたします。

●問合せ 人権同和对策室 ☎75-4984



うきは防災だより No19 災害時の要配慮者への協力・支援を

■ 要配慮者とは

高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、外国人など
（日本では約4.5人に1人が要配慮者とも言われています）

災害時におけるハンディキャップを
お持ちの方です

- 1.危険を察知しにくい
 - 警報・警告などが聞こえない
 - 目の前の危険が見えない
- 2.危険があることを理解・判断しにくい
- 3.危険に対して適切な行動がとれない

地域での対応は

- 1.協力・援助体制を具体的に決める
注意！ 一人の要支援者には、複数的人数で対応
- 2.避難行動要支援者名簿を整備しましょう
注意！ 本人や家族のプライバシーへの十分な配慮が必要です

“要配慮者にやさしい” 自主防災活動を

●問合せ 市民協働推進課 ☎75-4982／防災ネットワーク・うきは ☎090-4985-1124

防災カフェ営業中

珈琲無料

毎月第3金曜日 13:30～15:00

次回は11/19（金）

御幸コミュニティセンター

ご近所やお友だちをお誘いのうえ
ご参加ください。

